

あきる野市行政改革推進プラン（実施計画）
進捗状況等調査の結果について

平成22年7月

あきる野市行政改革推進プラン（実施計画）の進捗状況等について

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

1 協働と参画による住民自治の強化

改革1	自治の理念と基本原則の確立	1
改革2	市民等の権利と責務の明確化	1
改革3	協働と参画の仕組づくり	1
改革4	協働と参画に関する条例（自治基本条例）の制定	1

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革1	市民起点の情報化の推進	2
改革2	広報広聴機能の充実	5
改革3	説明責任の遂行能力の向上	6

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

1 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築

改革1	経営戦略に基づく行政経営の推進	7
改革2	予算編成システムの改革	7
改革3	組織・人事体制等の改革	7
改革4	職員の意識改革	7
改革5	第三者評価体制の確立	8

2 財政健全化の指針

改革1	財政健全化の基本的方向	9
改革2	歳入の確保	9
改革3	受益者負担の適正化	16
改革4	補助金、負担金の見直し	18
改革5	業務執行の効率化	20
改革6	行政の守備範囲の再構築	21

3 人事制度の改革

改革1	職員の削減と定員適正化	24
改革2	新たな任用制度の導入	24
改革3	人事評価制度の確立	25
改革4	職員の計画的な育成	25

4 組織体制の改革

改革1	政策体系に基づく組織体制の再編	26
改革2	組織のフラット化等による組織体制の見直し	27

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

1 協働と参画による住民自治の強化

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革1 自治の理念と基本原則の確立	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、分権型社会における新しい自治理念の確立及び協働と参画の運営に必要とされる基本原則の検討に取り組み、この理念と基本原則を自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	継続中	<p>自治理念や基本原則については、平成17年度に、庁内に設置した検討会議で方針をまとめた後、市民検討委員会を設置して検討を行い、平成18年4月に市長に対して最終報告書が提出されている。</p> <p>自治基本条例の早期制定に向け、庁内に設置した推進検討会議を継続して開催するとともに、議会との調整等を行った。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p>	企画政策課
改革2 市民等の権利と責務の明確化	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、市民等(市民、非営利組織、事業者等を含む。)の権利として、まちづくりの主体となって、まちづくりを行う権利を有すること等の権利を明確にする。また、市民等の責務として、地域社会の発展に寄与するよう努めることを明らかにして、この権利と責務を自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	継続中	<p>市民等の権利や責務の明確化については、平成17年度に、庁内に設置した検討会議で方針をまとめた後、市民検討委員会を設置して検討を行い、平成18年4月に市長に対して最終報告書が提出されている。</p> <p>自治基本条例の早期制定に向け、庁内に設置した推進検討会議を継続して開催するとともに、議会との調整等を行った。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p>	
改革3 協働・参画の仕組づくり	・改革4で示す検討会議及び市民検討委員会において、市は、市民等の意思が市政に的確に反映されるように市民参画の機会の拡充に努め、計画立案、実施、評価の各段階への市民等の参画についての方向性を示し、これを自治基本条例に活かす。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討	継続中	<p>市民参画の推進については、平成17年度に、庁内に設置した検討会議で方針をまとめた後、市民検討委員会を設置して検討を行い、平成18年4月に市長に対して最終報告書が提出されている。</p> <p>自治基本条例の早期制定に向け、庁内に設置した推進検討会議を継続して開催するとともに、議会との調整等を行った。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p>	
改革4 協働・参画に関する条例(自治基本条例)の制定	・平成17年度に庁内に検討会議を設置して、条例の骨格となる基本的事項について一定の方針をまとめた後、学識経験者や市民の代表などで構成する市民検討委員会を設置して、条例に盛り込むべき事項の検討を行う。 ・平成18年度は、議会への説明や住民説明会等を行い、自治基本条例の制定に向けた取組を推進する。	・平成17年度 庁内の検討会議及び市民検討委員会による検討 ・平成18年度 条例制定に向けた取組	継続中	<p>市民検討委員会による検討の末、平成18年4月に、市長に対して最終報告書が提出されている。これを受け、議会各会派へ報告するとともに、市長を委員長とする推進検討会議を随時開催した。</p> <p>自治基本条例の早期制定に向け、庁内に設置した推進検討会議を継続して開催するとともに、議会との調整等を行った。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p> <p>自治基本条例制定に向け、地域力の強化を図るため、様々な施策において市民と協働のまちづくりを推進した。</p>	

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革1 市民起点の情報化の推進	「地域情報化計画」を基本指針として、次に示す取組の進行管理を行う。	継続実施	継続中	地域情報化計画の実現を図るために、短期的な期間で実現を図るプロジェクトを対象に「先導プロジェクト」を立ち上げ、進行管理を行った。	情報システム課
				先導プロジェクトの実施状況を把握し、未実施のものについて、実現化に向けた対策を検討した。	
				各施策の実施状況の把握及び実施についての対策の検討等を行った。	
				各施策の実施状況の把握及び実施についての対策の検討等を行った。	
・市からの情報発信 ア あきる野市HPの大幅リニューアル イ 市政情報の公開拡充	継続実施	継続中	ア HPの大幅リニューアルについては、平成17年10月に実施済み。 イ 市政情報の公開拡充についても、HPリニューアルにより、各担当課での作成が主体となり、情報量も大幅に拡充した。 今後も、情報の更新の迅速化、正確性・信頼性の向上を図るとともに、より分かりやすい情報提供をしていくため、各課に協力を促す。また、視覚障害者向けに音声読み上げ機能の導入の検討や、その時代にあったエンドユーザ(利用者)の要望等を研究する。さらに、世界に情報を発信するため、外国語(英語・中国語・韓国語等)ホームページ導入の研究・検討を行う。 利用者の要望などを検討した結果、ホームページのリニューアルにより、充実を図ることを検討した。	市長公室	
			ホームページを平成21年9月に全面リニューアルし、ユニバーサルデザインに配慮、検索性のアップなど使いやすさの向上を図った。また、携帯電話サイトも平成21年5月に全面リニューアルし、内容の充実を図った。		
ウ 図書館情報システムの拡充	継続実施	継続中	地域情報化計画に掲げたインターネットの活用によるリクエストサービス等については、既に実施済。また、ホームページを充実し、中央図書館の工事状況等の公開を実施した。 平成19年8月の中央図書館の開館にあわせ更にホームページを充実し、デジタルアーカイブの公開など、市民に有用な情報を発信した。 ホームページの更新間隔を月1回から月2回とし、新しい情報を提供できるよう努めた。また、デジタルアーカイブで提供する情報、内容の充実を図った。 ホームページを毎月1回、定期更新するとともに、お知らせ等の随時追加を行った。また、電算システムリプレースに伴って追加された在架資料の予約サービスなどをよりわかりやすく、より利用しやすくするため、内容の見直し、ページ構成の変更を行った。 デジタルアーカイブについては既存原稿の修正及びデータの追加を行い内容充実を図るとともに、新しいページの作成のための資料調査・データ作成に取り組み、平成22年度公開に向けた準備作業を実施した。	図書館	

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革1) (市民起点の情報化の推進)	エ IT活用人材の育成支援	継続実施	継続中	パソコン講習会を実施し、講師に必要な新知識・技術の提供を行った。また、新たに講師となるための講習会を開催した。	公民館 (～H20あきる野ルピア)
				ITボランティア登録者は現在37名おり、初心者のためのパソコン講習の事業展開には、十分な人数となっているため、講師養成のための講習は、現在必要ないので休止している。また、講師に必要な技術や知識については、ボランティア同士でレベルアップのための情報交換等を行っている。	
				同上	
				ITボランティア登録者数は現在23名で、初心者パソコン講習について前年度と同様に継続実施した。また、ボランティア同士でレベルアップのための情報交換等も実施している。	
		継続実施	継続中	あきる野市町内会・自治会連合会が市内6地区においてパソコン講習会を実施するに当たり、各地区の小・中学校のIT教室や機器などの施設等を提供している。	指導室 (～H21指導・学務課)
				同上	
				同上	
				平成21年度においては、あきる野市町内会・自治会連合会によるパソコン講習会の実施はなかった。	
・市民と市が意見交換ができる仕組みの提供 ア ITを活用した学習 (教育情報のネットワーク)	・平成17年度 基盤づくり	継続中	市内小・中学校の職員室及びコンピュータ室にあるコンピュータで教育ネットワークを構築した。	指導室 (～H21指導・学務課)	
			特別支援学級・通級指導学級及び各校の図書室・保健室のネットワーク化をした。		
			職員室のコンピュータの増設をした。		
			職員室のコンピュータの増設をした。		
イ 生涯学習情報システムの整備運営	・平成17年度～平成18年度 検討 ・H19年度 導入	検討中	市民の生涯学習を推進するため、「生涯学習ガイドブック」、「サークルガイド」、「生涯学習支援者バンク」等紙ベースの情報提供を実施してきた。さらに、市民との協働による「生涯学習情報システムの整備」方法について検討した。	生涯学習推進課	
			ITを活用した市民との協働による「生涯学習情報システムの整備」の一つとして、人材情報のデータベース化及び人材検索システムの構築について、生涯学習コーディネーターの会と協働で調査・研究し、20年度以降の導入を目指す。		
			市民の生涯学習の支援のため「生涯学習ガイドブック」、「サークルガイド」を発行し、紙ベースの状況提供を実施した。生涯学習情報システムに係る、個人情報保護をはじめとする問題点の洗い出しを行った。		
			市民の生涯学習の支援を充実するため、生涯学習支援者バンク登録者に関するデータの更新を行うとともに、データを専門分野別などに分類し、利用しやすいものとした上で、紙ベースの情報提供とホームページ上での公開を行った。		

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容		担当課
				平成19年度の実施内容	平成20年度の実施内容	
(改革1) (市民起点の情報化の推進)	ウ 市民電子会議室の設置 運営	継続実施	検討中	平成15年3月に策定した「あきる野市地域情報化計画」では、先導プロジェクトの一つである市民参加型プロジェクトによる市民参加型の検討方法を試行し、市民・行政職員双方が直接やり取りすることになった上で電子会議室へと発展させることとしており、平成17年度にはホームページの大幅リニューアルを行っている。		企画政策課
				先進自治体における電子会議室の取組状況として、既に会議室を閉鎖しているところもある。運営方法等を含め、電子会議室を取り巻く状況や動向に注意し、当市においても有効性が高いと判断できる状況になった段階で、改めて、導入の可能性などについて検討する。		
				同上		
				同上		
市民がサービス提供の担い手として行動できる場づくりの提供 ア 地域活動拠点の整備 (きがるにネットの活用)	継続検討	継続中	市民ボランティアにお願いして、パソコンの操作研修等をきがるにネットで行った。		情報システム課	
			公共施設の利用予約案内システムを開始し、きがるにネットの活用範囲を広げた。また、再配置を行い、有効利用を図った。			
			公共施設の施設予約検索対象の拡大等により、きがるにネットの活用範囲の拡充を図るとともに、再配置を行い、有効利用を図った。			
			公共施設の施設予約検索対象の拡大等により、きがるにネットの活用範囲の拡充を図るとともに、再配置を行い、有効利用を図った。			
イ 公共施設予約・情報提供システムの構築・運用	継続検討	継続中	平成18年度までに14施設105設備を対象に施設予約検索を行った。		情報システム課	
			平成19年度は、施設予約検索対象を15施設108設備に拡大し、仮予約システムの運用の準備を行った。			
			平成20年度は、4施設9設備の仮予約システムの運用を開始した。			
			平成21年度は、施設予約検索対象を15施設111設備に拡大した。			
ウ 市民によるホームページ	平成18年度 研究	その他	観光モニター情報として、市内に在住の方から年間を通じて、市内の各種イベントや見所又は花の開花状況等の情報を提供していただき、ホームページで観光情報を発信している。		市長公室	
			ホームページの観光モニター情報の充実を図り、市民による観光情報の提供を進めていく。			
			ホームページの観光モニター情報を掲載し、市民による観光情報の提供を進めていく。			
			観光モニター情報は、ホームページリニューアル後は、観光担当課で新たにあり方を検討するため、中断した。			

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容		担当課
				平成19年度の実施内容	平成20年度の実施内容	
改革2 広報広聴機能の 充実	・広報紙は、市民への周知が必要と思われる情報を取材形式により随時掲載することや市民参加の紙面づくりを検討して、分かりやすい紙面づくりを実施する。	・平成18年度 検討	検討中	平成21年度の実施内容	各課からの情報収集、市長への手紙、問い合わせ等による市民からの意見などにより、紙面への反映を考慮している。	市長公室
				各課で行う事業、周知が必要な情報の収集が得られるよう各課に協力を依頼。市民参加の紙面づくりについては、迅速性・公正性を含め全体的な導入方法を検討する。		
				各課の主要事業で、政策的なものを年間計画で調査し、広報紙で発表するタイミングを計るとともに、担当課への取材を基に記事を作成した。フォトニュースなどを取り入れ、市民参加の行事などを掲載するようにした。また、記事内容は市民との協働のまちづくりを強調する内容に努めた。		
				各課からの情報収集をし、紙面の充実に努めた。また、町内会・自治会などの行事などを取材して市民活動を伝えた。地域での出来事(話題)を伝えた。		
・ホームページは、各課による情報掲載や更新方式へと転換し、使いやすさやアクセスのしやすさ等を備え、多くの人が利用可能なユニバーサルデザインに配慮したホームページづくりを継続して進める。	・平成17年度 実施	継続中	平成17年10月にリニューアルし、各課による更新方式とした。	ユニバーサルデザインに配慮したものは、今後、研究・検討していく。また、視覚障害者向けの音声読み上げ機能の付加などについて、検討する。マウスのみで操作できるページ作りも検討する。	市長公室	
			前年度の検討内容を具体的に進めるため、ホームページのリニューアルについて検討をした。			
			平成21年9月、JIS規格に準拠したホームページにリニューアルした。これにより、アクセシビリティの向上と、多くの人が利用しやすいホームページ作りを図った。			
・市民や非営利組織等が主体的に活動できるようなデータ(例えば各種審議会の議事録等)を充実するとともに、インターネットを活用して、緊急情報やその他の情報提供を求める市民に直接的な情報提供ができるような仕組みづくりを検討する。	・平成18年度 検討	未着手	未実施	調査研究	市長公室	
			市民参加で行われている各種審議会の会議録を担当課作成により、ホームページに掲載した。携帯電話への不審者情報、災害情報の配信について検討した。			
			各種審議会の会議録は、担当課により引き続き、掲載をした。9月1日から携帯電話への災害情報、不審者情報のメール配信を開始した。			
			年に1度、広報紙に手紙様式を掲載した。ホームページに、市長への手紙の分類を作り、電子メールによる意見等を受け付けた。さらに、過去3か年度分の意見等とそれに対する回答を公開した。			
・市長の手紙制度の充実を図る。	継続実施	継続中	平成19年度に事務処理方法の一部変更を行い、組織内での取扱い強化を図った。平成19年度にホームページ掲載内容(市民の声のページ)の変更をし、充実を図る。	市長への手紙取扱基準を変更し、効率的に事務処理を行い、回答までの期間のスピードアップを図った。また、ホームページでの公開の分類を見直し、検索しやすいシステムとした。	市長公室	
			ホームページのリニューアルに伴い、ホームページからの「市長への手紙」と、「担当課への問い合わせ」の提出について分けて掲載し、性質の違いを分かりやすくした。			

I 分権型社会に対応した行政の基本的なあり方

2 説明責任遂行能力と透明性の向上

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容		担当課
				平成19年度の実施内容	平成20年度の実施内容	
(改革2) (広報広聴機能の充実)	・新たに市政懇談会や市民モニター制度について検討を行う。	・平成18年度 検討	未着手	平成21年度の実施内容		市長公室
				未実施		
				調査研究		
				ホームページからのモニター制度導入について検討した。		
改革3 説明責任の遂行能力の向上	・市の説明責任の遂行能力向上を図るため、行政評価システムにおいて、次のとおり取り組む。 平成18年度において、施策評価結果等の公表に向けて、市民の意見を聴く仕組みを構築する。	・平成18年度 施策及び事務事業評価結果の公表及び意見集約	検討中	平成18年度は、本市の行政評価の仕組み、施策評価結果、経営方針等をホームページで公開できるよう調査研究を進め、ホームページの階層の構築等を検討し、ホームページを試作した。		企画政策課
				平成19年度は、評価結果の公表に向け、施策評価の精度を上げた。		
				平成20年度は、評価結果等の公表を念頭に、一般市民にも分かりやすい評価票になるようシートを簡素化した。		
				平成21年度は、本市の行政評価の仕組み、経営方針等をホームページで公開した。		
改革3 説明責任の遂行能力の向上	・市が出資等を行う法人その他の団体等について、保有する情報を公開するよう協力要請をするため、あきる野市情報公開条例の一部改正を行う。	・平成17年度 実施	実施済	平成17年度は、あきる野市情報公開条例の一部改正を行い、既存の出資団体等に協力を依頼した。また、平成18年度は、新たに出資等を行う法人となった新四季創造株式会社に対して協力を依頼した。		総務課
				市が出資等を行う法人その他の団体等が存在した場合、保有する情報を公開するよう協力要請をするが、平成19年度においては実績がなかった。		
				市が出資等を行う法人その他の団体等が存在した場合、保有する情報を公開するよう協力要請をするが、平成20年度においては実績がなかった。		
				市が出資等を行う法人その他の団体等が存在した場合、保有する情報を公開するよう協力要請をするが、平成21年度においては実績がなかった。		

Ⅱ 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

1 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革1 経営戦略に基づく行政経営の推進	・行政評価システムによる施策から事務事業の評価結果により施策の優先順位を定めるとともに、経営戦略のもと次年度の経営方針を定め、この経営方針に基づき予算編成及び執行管理に取り組む形式で経営戦略に基づく行政経営を推進する。	・平成17年度実施	継続中	平成18年度は、全施策及び全事務事業の評価、経営方針策定、施策枠配分方式による予算編成等からなる行政評価システムの基本サイクルを整備し、年間を通しての本格的な稼動を開始した。	企画政策課
				平成19年度は、更に庁内でシステムの浸透を図るとともに、システム自体の質及び精度を高めることで、システム全体が有機的にスムーズに稼動するよう取り組んだ。	
				平成20年度も継続し、同様に取り組んだ。	
				平成21年度も継続し、同様に取り組んだ。	
改革2 予算編成システムの改革	・職員に一定の権限と責任を持たせることができるようにするため、予算編成システムは、段階的に、施策別の予算枠を配分する方式に移行させる。	・平成17年度実施	継続中	平成17年度において、新たな電算システムへの切替、予算事業の施策分類、経費分解等の準備作業を行い、平成18年度の予算編成から施策別枠配分方式へ移行し、現在、継続実施している。	財政課
				施策別枠配分方式を継続して実施した。	
				施策別枠配分方式を継続して実施した。	
				平成22年度当初予算編成に当たっては、施策別枠配分方式の予算編成手法を基本としつつ、より効率的に作業を進めるため、施策別から組織(部)別に変換して枠配分を実施した。	
改革3 組織・人事体制等の改革	・組織体制は、施策評価体系に基づき、後述の「組織体制の改革」において取り組む。 ・人事評価制度は、行政評価の成果等の目標値による業績を活用した後述の「人事制度の改革」において取り組む。	・平成17年度～平成18年度検討		「Ⅱ-4組織体制の改革」参照。	企画政策課
		・平成17年度～平成18年度検討		「Ⅱ-3人事制度の改革」参照。	職員課
改革4 職員の意識改革	・行政評価システムの導入に伴い、予算編成にあたっては施策別予算枠配分を行い、その枠内で自ら判断しコスト意識を持って改革・改善を図りながら、予算編成に取り組むことにより、職員の意識改革を推進する。	・平成17年度実施	継続中	平成17年度に導入した施策別枠配分方式による、財政課から各課への予算編成主体の移行やコスト削減に関する事務事業コスト企画の研修等により、職員のコスト意識を高めている。	全課
				平成19年度も継続し、同様に取り組んだ。	
				平成20年度も継続し、同様に取り組んだ。	
				平成21年度も継続し、同様に取り組んだ。	

Ⅱ 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

1 行政評価システムを基礎とする新たな行政経営の構築

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革5 第三者評価体制 の確立	<p>・施策や事務事業の評価に対する客観性や信頼性、精度を高めるため、市民や識見を有する者で構成する第三者評価制度を確立するものであるが、行政評価システムは、平成18年度から本格稼動するため、まず、市の内部評価体制を確立する。その上で、第三者評価体制を平成20年度までに確立する。</p>	<p>・平成17年度～平成19年度 内部評価体制の確立及び第三者評価体制の検討</p> <p>・平成20年度 第三者評価体制の確立</p>	継続中	<p>平成18年度までに、行政評価システムの基本サイクルを整備し、全施策及び全事務事業の1次評価などの基本的な市の内部評価体制を確立した。</p> <p>平成19年度は、モデル事務事業の2次評価を試行した。</p> <p>平成20年度は、全事務事業の2次評価を行い、評価結果を次年度の事務事業の執行管理にフィードバックさせる内部評価体制を構築した。</p> <p>平成21年度は、内部評価の精度を高めるための取組を進めた。また、第三者評価制度の導入については、先進自治体の取組状況として、第三者評価を取り入れたが機能していないところもあるため、その運営方法や活用方法等を含め、今後の状況や動向に注視し、その有効性が高いと判断できる状況になった段階で、改めて、導入の可能性を検討することとした。</p>	企画政策課

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課	
				平成19年度の実施内容		
				平成20年度の実施内容		
				平成21年度の実施内容		
改革1 財政健全化の基本的方向	<p>・財政見直し等をふまえ、計画的な財政運営を推進するため、経費別削減目標や経常収支比率の目標値の設定、公債費比率の上限(12.5%)、基金の整理統合の検討等を定めた財政運営の指針となる財政健全化計画の策定に取り組み、中長期的な視点で改革を進める。</p> <p>・歳出を抑制するため、行政評価システムによる施策の厳しい選択を行い、事務事業は、評価に基づく有効性や効率性等の徹底した改革・改善を図り、経費の削減と合理化を進める。</p>	平成17年度実施	継続中	<p>平成10年度以降、「行政改革大綱」及び「行政改革大綱実施計画」に基づき財政健全化計画を毎年策定している。平成17年度以降は、「行政改革推進プラン(実施計画)」における改革の指針として、財政健全化の基本的方向が示され、引き続き、財政健全化計画の策定に取り組むこととされており、継続して実施している。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するとともに、これらの比率が基準を超える場合には、財政健全化計画等を定めることが義務付けられたことを踏まえ、市が従前から策定している「財政健全化計画」の策定についても、これらの比率を含めたガイドライン等の設定が必要となることから、比率の算定方法等の詳細が示された時点で早急に検討を行うこととした。</p> <p>平成21年度の予算編成に向け策定した財政見直しを踏まえ、平成23年度を目標年次とした財政健全化計画を策定した。計画では「経常収支比率」「公債費比率」のほか、健全化判断比率である「実質公債費比率」「将来負担比率」について目標値を示すとともに、財政健全化へ向けた具体的な方策について定めた。</p> <p>平成21年度当初予算や経済動向等を踏まえ、引き続き、財政健全化計画の策定に取り組んだ。</p>	財政課	
				<p>平成17年度から、行政評価システムにより施策及び事務事業の評価を行い、目的妥当性、有効性及び効率性の振り返りから、事務事業の改革・改善を図っている。特に、効率性については、モデル事業によるコスト抑制に関わる手法のスキルアップを行い、経費の削減と合理化を進めた。</p> <p>平成19年度も継続し、同様に取り組んだ。</p>		企画政策課 (全課)
				<p>平成20年度も継続し、同様に取り組んだ。</p> <p>平成21年度も継続し、同様に取り組んだ。</p>		
改革2 歳入の確保	<p>・市税等の確保 市税等の徴収体制を強化するとともに、滞納者の自力執行権がある徴収金は、徴税吏員と連携して滞納の圧縮に取り組む。その他の徴収金は、督促の申立も視野に入れた強い姿勢で取り組む。また、税源移譲に伴う市税の収納の仕組みについて、関係機関と調整を図り対応する。</p>	継続実施	継続中	<p>徴収部門全体の現状把握をするとともに、市税等の徴収体制の強化を図るため、定期的に市税等徴収状況報告会を実施した。</p> <p>徴収部門全体の現状把握をするとともに、市税等の徴収体制の強化を図るため、定期的に年5回、市税等徴収状況報告会を実施した。</p> <p>同上</p> <p>市税等の徴収体制の強化を図るため、市税等徴収状況報告会を実施した。</p>	企画政策課	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課	
				平成19年度の実施内容		
				平成20年度の実施内容		
				平成21年度の実施内容		
(改革2) (歳入の確保)	(・市税等の確保)	(継続実施)	継続中	<p>市税は、現金化の容易な債権を中心に実施してきた差押処分を、居宅を含めた不動産に広げ、公売に付すことで、高額滞納の整理を進めた。</p> <p>平成19年度は、所得税から市民税への税源移譲が実施され、10%フラット課税が低所得者の滞納を増やす要因となった。主な徴収の取組は、東京都職員の派遣受入れにより、初めて捜索による動産の差押えを実施した。また、現年対策として文書催告の強化や差押えの早期着手も実施した。さらに、保育料でも給与の差押えを実施するなど、その他債権においても徴収を強化した。</p> <p>平成20年度は、リーマンショックが世界的な経済不況をもたらし、年末から雇用不安が深刻化してきた。納税相談においても窮地を訴えるものが増えてきた。また、給与差押中の者が解雇される事例が続くなど考えさせられる一面もでてきた。取組ではインターネットを活用した公売を実施した。今後もインターネット公売は有効的な手段として実施していく。</p> <p>租税の効率的な徴収体制を整えるため、平成21年度から国民健康保険税の徴収業務を統合した。財産調査をはじめとする滞納整理事務の効率性を高めたことで差押件数の増加につながり、滞納繰越分では、前年徴収率を上回ることができた。</p> <p>平成21年度国民健康保険税を除く市税の滞納繰越分徴収率=29.9%(前年29.7%) 平成21年度国民健康保険税の滞納繰越分徴収率=23.3%(前年23.2%)</p>	関係所管課 《徴税課》	
				<p>・国民健康保険税の確保 生命保険、預金、給与等の差押を行い、滞納整理の実績向上につながった。</p> <p>差押を更に強化(電話加入権の差押等)するとともに、他保険の重複加入者への対応を強化した。</p> <p>平成20年度は、大規模な医療制度改革の一環として後期高齢者医療制度がはじまり、優良納税者の多い75歳以上の納税者が後期高齢者医療保険に移動するとともに、昨秋からの世界的な経済不況の影響もあり徴収率が前年度比較で4ポイント程度落ち込んでいる。低所得者が多い国保税のため、現年課税分の段階で集中的に収納対策を進めることが必要と考える。平成21年度からは、徴収事務の効率化の観点から国保税の収納部門を徴税課に移管することになり、更なる収入額及び徴収率の向上に努める。</p> <p>平成21年度から国民健康保険税の徴収等の業務を徴税課に移管したため、「市税等の確保(徴税課)」を参照。</p>	<p>関係所管課 《徴税課》 (~H20保険年金課)</p>	
				<p>・一般廃棄物処理手数料 未納者に対し納期ごとに督促通知の送付を行うとともに、担当係職員が、2人1組で毎週1日市内の未納者宅を訪問し、納入勧奨及び徴収を行い、一括納入できない場合、分納による納付を確約し、夜間等も含めて毎月徴収を行うなどした。また、近隣市へ転出した未納者についても訪問徴収を行ったが、留守の家が多いことや小額のものも多く成果があがらない状況であった。</p> <p>平成19年度は、高額未納者に督促申立てを視野に入れた催告を行い、納付につながる成果があった。また、残りの高額未納者に対しても、再度訪問し納付干渉を行った。その他の未納者については、前年度と同様の訪問による納入勧奨を行い、納付の成果を得た。</p> <p>平成20年度は、前年度と同様の取組を行い、滞納繰越の減少に努めた。また、現年度分における滞納繰越を減らすよう、未納者の訪問徴収を行った。滞納分については、毎年訪問徴収を行っており徴収可能なものが少なくなってきたり、徴収率が下がってきている。</p> <p>平成21年度は、前年度と同様の取組を行い、現年度分における滞納繰越を減らすように、未納者の訪問徴収に重点をおき納入勧奨を行い納付を促した。滞納分についても定期的に訪問徴収を行い、納付の成果を得た。</p>	<p>関係所管課 《環境課》</p>	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革2) (歳入の確保)	(・市税等の確保)	(継続実施)	継続中	<p>・介護保険料 平成18年度の未納者に対する訪問件数は、現年分と滞納繰越分を合わせて年間505件の訪問徴収を実施した。徴収率については、現年分が99.1%、滞納繰越分が19.0%であり、全体では98.4%となり、平成17年度より0.3ポイント増加した。一方、保険料は平成17年度に比べ1.5倍となったため、未収金額については、現年分と滞納繰越分の合計で、10,629,714円となり、平成17年度に比べ3,385,644円増加した。 非常に厳しい状態ではあるが、26市の中で徴収率は第1位となっている。 平成19年度は、戸別訪問に重点を置き、夜間や休日等も合わせて年間720件の訪問徴収を実施した。 その結果、徴収率については、現年度分で99.2%となり、平成18年度より0.1ポイント増加した。また、滞納繰越分の徴収率は20.6%となり、平成18年度より1.6ポイントの増加となった。現年度分と滞納繰越分の合計は98.3%となり、26市における徴収率については、昨年度と同様でトップの数値であった。 平成20年度の実施内容は、現年分については、未納者に対して督促状及び催告書を発行し、早期の納付を促している。また、戸別訪問徴収等において介護保険制度の仕組みを説明し理解を求めるとともに、滞納繰越にならないよう納付をお願いしている。 滞納繰越分については、介護保険料の時効や給付制限などを記した最終案内分などを送付し、期限内の納付を促している。さらに、夜間、土曜・日曜日を含めた個別訪問徴収を実施し、徴収率の向上に努めている。 平成21年度における保険料未納者に対する取組みについて、介護を社会全体でささえるという介護保険制度の趣旨に基づき、保険料未納者には制度の説明をし、理解を求め、徴収を実施した。徴収は、戸別訪問を中心に、通常の勤務時間帯はもとより、夜間帯も含め定期的実施した。また、並行して、督促状や催告書を随時送付し、納付を促した。これにより、平成21年度の保険料徴収額は、907,509,064円、徴収率も97.8%となった。その内訳は、現年分が905,418,054円で、徴収率が99.1%、滞納繰越分が2,091,010円で、徴収率が15.4%となっている。今後も、徴収時間等に工夫をこらし、保険料の徴収率の向上を図っていく。</p>	関係所管課 《高齢者支援課》

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革2)	(・市税等の確保)	(継続実施)	継続中	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料 悪質な滞納者に対して、従来から実施している督促状、催告書の送付を行うとともに、個別訪問も着実に実施した。 ・児童育成料 「滞納繰越を出さない。」を目標に、督促状の早期発送・電話催告・臨戸徴収・児童迎え時における納入依頼・各児童館での納入受け等を実施するほか、継続入会申請に際しては2ヶ月以上の滞納がないことを徹底した。また、平成17年度以前の滞納者についても、督促・臨戸徴収等を繰り返し実施した。 ・保育料 市税等徴収状況報告会において、今後、悪質な滞納者に対して、徴収体制を強化し、交渉範囲を広げることとした。そのために、「あきる野市保育料徴収規則」に滞納処分職員を位置づける一部改正を行い、徴収強化の取り組みを図る。 ・児童育成料 前年度に引き続き、「滞納繰越を出さない。」を重点目標に掲げ、督促状の早期発送・電話催告・臨戸徴収等を積極的に実施していく。また、平成17年度以前の滞納者については、徴収指導担当主幹と連携を図り、徴収方法等の改善に取り組んでいく。 ・保育料 入所選考基準を見直し、滞納がある新規申請者には、基準点のマイナスを設けた。また、従来どおり電話による催告、訪問徴収を実施するとともに、公立保育園園長による保育料徴収を実施した。 ・児童育成料 前年度に引き続き、「滞納繰越を出さない。」を重点目標に掲げ、督促状の早期発送・電話催告・臨戸徴収等を積極的に実施していく。また、平成17年度以前の滞納者については、徴収課をはじめ、関係課と連携し、徴収率の向上に取り組んでいく。 ・保育料 平成21年度は、特に徴収率の高い他市に徴収に対する基本を学び、提供いただいた資料を手本に、「新しい滞納者を増やさない」を基本に徴収努力を課全体で取り組みました。 ・育成料 前年度に引き続き、「滞納繰越を出さない。」を重点目標に掲げ、督促状の早期発送・電話催告・臨戸徴収等を積極的に実施した。また、平成17年度以前の滞納者については、徴収課をはじめ、関係課と連携し、徴収率の向上に取り組みました。 	関係所管課 《児童課》

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革2) (歳入の確保)	(・市税等の確保)	(継続実施)	継続中	<p>・市営住宅使用料 滞納の段階に応じて、原因等を調査し、督促状の送付、電話催告、呼び出し、訪問により対応した。</p> <p>現年分については、前年度の取組方法を基本とし、督促状、電話催告、呼び出し、訪問等により対応し。なお、悪質な滞納が生じた場合には、明渡し請求も視野に入れ取り組んできた。</p> <p>また、滞納繰越分については居所不明となっている者を除き、平成21年度を目途に完納となるよう個別面接等を実施し対応している。居所不明となっている者については、別途対応を検討していく。</p> <p>現年分については、督促状、電話催告、呼び出し、訪問等により対応し、前年度同様の全納となるよう取り組んでいく。</p> <p>また、滞納繰越分については居所不明となっている者を除き、平成21年度を目途に完納となるよう個別面接等を実施し対応していく。</p> <p>現年分については、督促状、電話催告、呼び出し、訪問等により対応していく。</p> <p>また、滞納繰越分については居所不明となっている者を除き、平成21年度に完納した。</p> <p>居所不明になっている者については、別途対応を検討していく。</p>	関係所管課 《施設営繕課》
				<p>・給食納付金 給食費は、訪問徴収・電話催告、督促などを行い、徴収率の向上に努めてきた。その結果、現年度分及び滞納繰越分の徴収率は着実に向上してきているものの、滞納繰越分の収入未済額が多い状況にある。</p> <p>給食費の徴収状況については、翌年度への滞納繰越を発生させないようにするため、現年度分の徴収を重点的に行なっており、平成19年度の現年度分の徴収率は99.3%で、前年度対比2.2ポイント、額で7,190,665円の増額となった。</p> <p>一方、滞納繰越分については、平成19年度の徴収額は前年度より6,773,413円少ない6,947,512円、徴収率も前年度対比18ポイント減の38.1パーセントとなり、現年度分の徴収を重点的に行い、翌年度への滞納繰越金を発生させないようにするための取組の成果が現れてきていると考えている。</p> <p>その結果、平成19年度の現年度分と滞納繰越分の合計徴収率では、平成19年度は前年度対比で1.8ポイント増の96.0%となった。</p> <p>平成20年度は、引き続き、戸別訪問・電話催告・督促などの対応により、現年度分の徴収率は向上している一方で滞納額は減少してきているが、何回連絡しても連絡が取れないケースや納付の約束を守れないなど徴収の困難な事例が増えている。そこで、徴収困難な事例に対して支払督促の申立てを行い和解が成立し、分割納付していただき、徴収率の向上に結び付けている。</p> <p>平成21年度は、引き続き、訪問徴収や電話催告、督促状の発送を行い徴収率の向上に努めてきた。</p> <p>また、徴収の強化を図るため、土曜日及び日曜日、早朝・夜間も訪問徴収を行った。</p>	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課				
				平成19年度の実施内容					
				平成20年度の実施内容					
				平成21年度の実施内容					
(改革2) (歳入の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体の把握 市民税や償却資産等の未申告者について、税務署等と連携を図り、課税客体の把握を進める。 	継続実施	継続中	<ul style="list-style-type: none"> 市税の公平性を確保するため、税務署と連携を図り、未申告者の把握に努め、未申告者に対しては、申告通知等を送付し、申告書の提出を求めた結果、効果があった。 課税客体の把握については、課税の公平・公正性を確保するために、関係機関と連携し、今後も継続実施する。 市民税未申告者に対しては、土曜日、日曜日に各家庭を訪問し申告書の提出を求め、公平な課税事務を実施し、歳入確保に努めた。また、償却資産については、税務署に提出された青色申告より新規申告者を把握し、税収増につなげた。 平成21年度も住民税の未申告については、当初課税が終わった時点で、未申告者を電算等によりリストアップし、住民税の申告をハガキでお願いをしました。それにより、効果が上がっている。また償却資産については、毎年所有者、新規法人および新規個人事業者主に申告のお願いをし、それでも申告をしない者に対して、催告によるお願いをして、効果を上げている。 	課税課				
				<ul style="list-style-type: none"> 市有財産の活用 ア 市有財産は、その目的が十分達成できるよう活用を図るとともに、一定期間使用する予定がない財産については、暫定的な活用を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 調査・検討 	継続中	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵五日市駅前所在する(仮称)秋川流域総合センター建設用地の一部を西東京バス(株)の車庫用地として使用したいとの申請があり、平成18年10月から暫定的に使用許可した。 <ul style="list-style-type: none"> 面積 927.00㎡ 使用料 1,537,392円 武蔵五日市駅前所在する(仮称)秋川流域総合センター建設用地を暫定的に活用するため、駐車場の時間単位貸しとして、入札で決定した駐車場運営会社に当該用地を貸し付け、駐車場運営会社が駐車場の整備、運営を行うとともに、市に土地使用料を納入するもので、平成19年度から使用許可した。 <ul style="list-style-type: none"> 面積 4,183.22㎡ 使用料 市が使用する日数により、年度末に使用料が確定するもの。 	契約管財課
								<ul style="list-style-type: none"> 今後も市有財産の調査・検討を行い、未利用地については、暫定的な有効活用を図る。 	
								<ul style="list-style-type: none"> 未利用地の短期貸付を行い、自主財源の確保を図った。 武蔵五日市駅前所在する(仮称)秋川流域総合センター建設用地の暫定的な活用を図るため、タイムズ(株)及び(株)西東京バスに対する使用許可を延長した。 	
<ul style="list-style-type: none"> 今後も市有財産の調査・検討を行い、未利用地については、貸付等により暫定的な有効利用を行い、自主財源の確保を図った。 									

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革2) (歳入の確保)	イ 不用と判断される財産については、積極的に売却を進める。	継続実施	継続中	<p>公募抽選方式等により普通財産(宅地、廃道敷地等)の払下げを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度実績 件数 26件 面積 4,674.09㎡、金額 305,391,292円 ・平成18年度実績 件数 29件 面積 2,540.44㎡、金額 309,780,642円 	契約管財課
				<p>公募抽選方式等により普通財産(宅地、廃道敷地等)の払下げを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度実績 件数 23件 面積 1,180.57㎡、金額 51,530,447円 	
				<p>公募抽選方式による売払いを中止し、一般競争入札により市有地の売払いを実施した。</p> <p>入札物件 網代字坪松地内 (最低入札価格)112,000,000円 秋川六丁目地内 (最低入札価格)150,000,000円</p> <p>※ 1回の入札に売払い及び随意契約による売払いを実施したが、申込がなかったため、平成21年度に移行する。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ・市有地売払い実績 件数 12件(廃道敷地、旧水路敷地、ゴミ置場跡地) 面積575.64㎡、収入額 10,880,375円 ・一般競争入札による売払い(未利用地)及び随意契約(廃道敷地等)による払下げを実施し、自主財源の確保を図った。市有地売払い実績 件数 4件(廃道敷地、旧水路敷地、ゴミ置場跡地) 面積2,596.68㎡ 収入額 12,033,689円 	
・国・都補助金等の確保 市の施策に合った国や都の補助制度を積極的に活用し、財源確保に努める。	継続実施	継続中	各課の事務事業に合った国や都の補助制度を積極的に活用し、財源確保に努めた。	全課	
			引き続き、国や都の補助制度を積極的に活用し、財源確保に努めた		
			同上		
			同上		
・産業の振興 当市における産業振興のあり方や将来像を示した上で、商業、工業、観光業、農業及び林業などのそれぞれの振興方針を定める(仮称)産業振興基本条例を制定する。	平成17年度～平成18年度 検討	検討中	職員による検討会議を3回開催し、「(仮称)あきる野市産業振興基本条例」制定に向けた検討資料を作成した。	商工観光課	
			平成19年第2回市議会定例会の議員全委員協議会で「産業振興基本条例策定に向けた検討資料」について説明をした。		
			(仮称)産業振興基本条例の制定については、圏央道の開通、大型小売店舗の進出、世界的な経済不況など市を取り巻く産業環境が変化していることから保留とした。		
			平成21年度においても、前年度同様の対応をした。		

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課				
				平成19年度の実施内容					
				平成20年度の実施内容					
				平成21年度の実施内容					
改革3 受益者負担の適正化	<p>・前述の「財政健全化の基本的方向」に基づき、市の財政状況を把握して、今後の受益者負担のあり方を検討する。特に、国民健康保険税と下水道料等は、それぞれ特別会計の独立採算の原則から、検討を行う。</p>	<p>・平成17年度～平成18年度 検討</p>	継続中	<p>特別会計繰出金については、国が定める繰出し基準(地方交付税措置経費)を超える「いわゆる赤字繰出し」を抑制するため、国民健康保険税の改定、下水道整備面積の縮小等を実施している。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するとともに、これらの比率が基準を超える場合には、財政健全化計画等を定めることが義務付けられ、特別会計の経営状況についてもこれらの比率の算出対象となることを踏まえ、財政見直し及び繰出し基準の改定等を考慮しながら、引き続き必要な措置を検討する。</p> <p>平成21年度の予算編成に向け策定した財政見直しを踏まえ、平成23年度を目標年次として策定した財政健全化計画において、歳入確保の具体的な方策の一つとして受益者負担の適正化の観点から、使用料、手数料、保育料、国保税、下水道使用料、その他費用負担を求めるべき事項のあり方について検討を進め、費用負担の適正化を図ることとした。</p> <p>引き続き、費用負担の適正化について検討を進めるとともに、特別会計への基準外繰出を抑制するため、平成22年度からの下水道整備面積の更なる縮減を行い負担軽減を図ることとした。</p>	財政課 (関係所管課)				
				<p>・使用料、手数料関係課において、前回の改定の点検を行うとともに、各施設のコスト計算や各種手数料の原価計算、他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。</p>		<p>・平成18年度 検討</p>	実施済	<p>平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、受益者負担適正化検討部会設置し、使用料と手数料の見直しについて検討し、受益者負担適正化計画を策定した。これにより、使用料と手数料ともに、当面、値上げしないものとした。</p> <p>平成19年5月に策定した「受益者負担適正化計画」により、施設使用料の見直しについては、3年ごとに施設の利用状況の推移やコスト計算等を検証し、検討を行い、手数料の見直しについては、3年ごとに他市の手数料の把握や原価計算等を実施し、検討を行うこととした。</p> <p>—</p> <p>受益者負担適正化計画に基づき、あきる野市行政改革推進本部の下に設置した検討部会により、使用料と手数料の検討を実施し、見直しを実施しないこととした。</p>	企画政策課 (関係所管課)
								<p>・保育料 前回の改定の点検を行うとともに、国の徴収基準との比較や他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。</p>	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革3) (受益者負担の適正化)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税 前回の改定の点検を行うとともに、応能割と応益割を各50%に近づけることや他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方をふまえ、改定の方針を決める。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度～平成18年度検討 平成18年度改定 	継続中	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税 東京都の指導の中で応能割と応益割が65:35以内であればよいということから、現在は4方式の65:35で進んでいる。改定についても、65:35の中の4方式の部分で改定を行っている。 今後の検討も、広域連合化にむけて、4方式を2方式に改めて行くことになるが、65:35を50:50に近づけることは難しい。 平成20年度からは、大規模な医療制度改革の一環として後期高齢者医療制度がはじまったが、その賦課算定は2方式で行っている。これに伴い、近隣の青梅市、羽村市では国保税においても、4方式から2方式に変更した。 平成21年度は、近隣の動向、国民健康保険制度自体の広域化の動向、2方式でのメリット・デメリット等を検証し、財源予測を行い、改定を見送った。 	保険年金課
				<ul style="list-style-type: none"> 下水道料 前回の改定の点検を行うとともに、維持管理経費や資本費の状況把握、他市の状況等の検討を行い、今後の受益者負担のあり方を検討する。 	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革4 補助金、負担金 の見直し	<p>・補助金・負担金の見直し 補助金・負担金の目的妥当性・有効性・効率性等の観点から事務事業評価をした上で、廃止や縮減等の見直しを行う。なお、見直し対象には、扶助費も加えるものとし、国・都の制度の見直しが行われた場合は、その見直しを図る。</p>	平成18年度 検討	継続中	<p>あきる野市行政改革推進本部の下に設置された補助金・負担金適正化検討部会において、行政評価による事務事業評価の成果を活用しつつ、その実態調査を実施して、その課題を様々な視点で検証し、適正な支出の方向性について検討を行い、「補助金・負担金適正化計画」としてとりまとめた。</p> <p>「補助金・負担金適正化計画」に基づき、課題の整理と適正化に向けた取組を推進することとした。</p> <p>「補助金・負担金適正化計画」に基づき、調査対象に位置づけられた135の補助金等について、その目的に対する有効性及び妥当性を検証し、平成22年度までの3年間で全体の10%削減を目指し実行に移し始めた。また、報償費については、平成20年度単年度での10%削減の取組を実施した。</p> <p>平成20年度に適正化を実施した補助金及び報償費については、更にその必要性を精査し適正化を図るとともに、負担金のうち法定負担金を除く任意負担金については、その負担目的の有効性及び妥当性を検証し、ゼロベースからの見直しに向けた取組を進めた。</p>	関係所管課 《財政課》
	<p>・補助金の運用 補助金については、状況に応じて補助年限を明確に示して運用する。(サンセット方式等の導入)</p>			<p>あきる野市行政改革推進本部の下に設置された補助金・負担金適正化検討部会において、行政評価による事務事業評価の成果を活用しつつ、その実態調査を実施して、その課題を様々な視点で検証し、適正な支出の方向性について検討を行い、「補助金・負担金適正化計画」としてとりまとめた。</p> <p>「補助金・負担金適正化計画」に基づき、課題の整理と適正化に向けた取組を推進することとした。</p> <p>「補助金・負担金適正化計画」に基づき、調査対象に位置づけられた135の補助金等について、その目的に対する有効性及び妥当性を検証し、平成22年度までの3年間で全体の10%削減を目指し実行に移し始めた。その削減の過程・手段において、補助年限の設定が有効なものについては、年限の設定を行った。</p> <p>補助開始から長期間が経過し、補助の目的や効果などが薄れているものが見受けられることから、個々の補助金の妥当性を検証する目的から調査票を作成し、交付目的、交付団体等の活動内容、成果水準、成果達成年次、課題、改善の余地の検証を実施した。</p>	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革4) (補助金、負担金の見直し)	<p>・外郭団体の財政健全化 市が関与する外郭団体のうち、社会福祉協議会とシルバー人材センターについては、補助金を適正に執行できるよう監理する。また、市が出資している(株)秋川総合開発公社は、その運用状況を把握した上で、適正な運営が図られるように監理する。土地開発公社は、保有期間が長期にわたる土地が累積するなど厳しい経営環境をふまえ、土地開発公社の経営健全化計画に基づき監理する。</p>	継続実施	継続中	<p>社会福祉協議会、シルバー人材センターに対する補助金については、必要に応じ個別査定を行うとともに、予算編成方針において、全事業共通の方針として、事務事業の改革改善を行い、施策別枠配分額内で予算を調整することとしている。また、(株)秋川総合開発公社及び土地開発公社の運営については、法令に従い運営状況を議会に報告しているが、特に、土地開発公社については、土地開発公社の経営健全化計画に基づき、保有土地の処分等に係る損失補填及び利子補給を実施している。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するとともに、これらの比率が基準を超える場合には、財政健全化計画等を定めることが義務付けられ、市の出資団体などの経営状況もこれらの比率の算出対象となることを踏まえ、引き続き、効率的な運営を求めるとともに、必要に応じて、損失補填等による経営健全化措置を行う。</p> <p>社会福祉協議会及びシルバー人材センターへの補助金については、行財政改革元年実施プランで定めた補助費等の削減又は適正化の目標達成のため一定割合の削減を行った。土地開発公社については、保有土地の処分に係る損失補填及び利子補給を継続して実施するとともに、簿価の縮減を図るため、「郷土の恵みの森構想」推進事業用地として、都振興基金を特別利率により活用し、菅生若宮地区の緑の保全用地の買戻しを行った。</p> <p>シルバー人材センターへの補助金については、行政改革元年実施プランの目標年度である平成23年度までに10%削減が達成するよう引き続き監理する。土地開発公社については、引き続き利子補給を実施するとともに、土地開発公社が保有する緑地について、「郷土の恵みの森構想」推進事業用地として、平成22年度まで計画的に買戻しを行うことにより簿価の縮減を図る。</p>	財政課
				<p>(・外郭団体の財政健全化)</p>	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革5 業務執行の効率化	<p>・電子自治体の推進 総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進し、住民サービスの向上を図るとともに、市の業務執行の効率化を進める。その推進にあたっては、経費削減を図るため、他団体との共同運営方式やASP方式等のアウトソーシングの導入などに取り組む。</p>	継続実施	継続中	<p>共同運営方式及びASP方式での運用の電子申請・電子調達サービスやASP方式の公共施設利用検索サービスを実施した。</p> <p>共同運営方式及びASP方式での運用の電子申請・電子調達サービスやASP方式の公共施設利用検索サービスを実施した。</p> <p>共同運営方式及びASP方式での運用の電子申請・電子調達サービスやASP方式の公共施設利用検索サービスを実施した。</p> <p>共同運営方式及びASP方式での運用の電子申請・電子調達サービスやASP方式の公共施設利用検索サービスを実施した。</p>	情報システム課

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革5) (業務執行の効率化)	<p>・入札制度改革 入札参加資格審査申請、入札などをインターネットを通じて行う制度の導入を平成16年度に図ったところであるが、今後、その具体的展開に努める。</p>	<p>・平成17年度 実施</p>	<p>継続中</p>	<p>[電子入札] 平成17年度:4件 (5,000万円以上の建築工事) 平成18年度:6件 (5,000万円以上の工事) [資格審査申請] 平成19年度までは、東京電子自治体共同運営サービス上での申請と紙申請を併用している。</p> <p>[電子入札] 工事案件については、平成19年8月から金額にかかわらず電子入札を執行している。(全案件電子入札の対象としている。8月21日現在、11件実施) 物品案件についても、電子入札の拡大を図るため、平成19年8月に入札テストを2回実施し、既に3件の入札を執行した。 [資格審査申請] 平成20年度から、東京電子自治体共同運営サービス上での申請に全面的に移行した。</p> <p>[電子入札] 入札件数 物品:131件、工事:93件、委託:406件 [資格審査申請] 資格審査件数:356件 [一般競争入札の拡大] 透明で公平な競争を確保し、公共工事における落札比率(契約額を予定価格で除した百分率)の改善を図ることができる条件付一般競争入札の拡大を図ることに伴い、対象工事の範囲を1億5千万円以上から1,000万以上に拡大を図った [新たな入札方式の調査・検討] 価格だけではなく価格以外の要素(技術力)を評価し、落札者を決定する総合評価方式を導入するため、国土交通省が設けた「市町村等における総合評価方式導入支援事業」における技術者派遣による支援を受け、調査・検討し、要領等の整備を図った。</p> <p>[新たな入札方式の試行] 総合評価方式による落札者の決定の導入効果等の検証を踏まえ、市の実情に即した改善を図る必要があることから、試行による導入を図った。 対 象 設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の下水道、一般土木、道路舗装、建築工事 タイプ 特別簡易型 市道Ⅰ-1号線道路舗装工事及び補償代行工事、あきる野市草花地内公共下水道汚水枝線工事(21-3)の2件の工事で導入を行った。</p>	<p>契約管財課</p>
改革6 行政の守備範囲の再構築	<p>・委託化等の推進 公共施設における管理・運営や個別の事務事業において、業務の内容を分析した上で、効果的かつ効果的な業務執行ができるよう、業務の委託化や民営化を推進する。この検討にあたっては、事務事業評価の効率性評価等において実施する。</p>	<p>・平成18年度 検討</p>	<p>継続中</p>	<p>平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、委託・民営化推進検討部会を設置し、公の施設における指定管理者制度の活用や公共サービスにおける民間委託化の可能性について検討し、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする委託・民営化推進計画を策定した。 平成19年5月に策定した「委託・民営化推進計画」に基づき、委託・民営化を推進することとした。</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>企画政策課</p>

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築
2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課	
				平成19年度の実施内容		
				平成20年度の実施内容		
				平成21年度の実施内容		
(改革6) (行政の守備範囲の再構築)	(・委託化等の推進)	(・平成18年度 検討)	継続中	—	関係所管課 《児童課》	
				西秋留保育園は、平成22年度までの期間で指定管理者が管理を行っている中、民営化の検討を進めた。 東秋留保育園は、より良い保育を実施するために、民設民営化に向けた説明会等を開催し、保護者との話し合いをしてきた結果、民営化の実施時期を平成23年4月1日とした。 西秋留保育園は、平成18年度から指定管理者制度により、社会福祉法人秋川あすなろ会に運営を委託している。平成23年3月末日をもって五年間の契約期限が満了となることから、平成23年4月1日から民設民営とすることを決定する。 東秋留保育園は、平成23年4月からの民営化に向け、月に1回程度で保護者と市との話し合いを実施してきた。民営化事業者の公募を行い、民営化運営法人社会福祉法人「健生会」を選定委員会で決定した。平成22年度からは、市、法人、保護者により話し合いを実施していきます。		
	・指定管理者制度の活用 公の施設の管理については、施設の設置目的等をふまえて、原則として指定管理者制度の活用を推進する。なお、指定管理者の指定にあたっては、市民や専門知識を有するものの参加を得た選定委員会を設置して、選定過程の透明性を確保する。	・平成17年度 実施	継続中	平成17、18年度において、12施設の公の施設で指定管理者制度の導入を行った。 また、指定管理者の選定にあたっては、学識経験者、市民委員(公募)及び市職員の7名で構成する指定管理者選定委員会を設置し、選定過程の透明性を確保した。 平成19年5月に策定した「委託・民営化推進計画」に基づき、直営で管理している公の施設における指定管理者制度の活用を進めていくこととした。	企画政策課	
				—		
			実施済	西秋留保育園は、平成17年度に運営方法などの検証を実施し、一定の成果が得られたことから、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入した。 西秋留保育園を除く市立保育園の4施設は、老朽化が進んでいることから、民営化を含めて、総合的な検討を進めた。 西秋留保育園は、平成22年度までの期間で指定管理者が管理を行っている中、民営化の検討を進めた。 東秋留保育園は、指定管理者制度の導入ではなく、民設民営化に向けた取組を進めた。 市立保育園は、指定管理者制度の導入ではなく、今後、民営化の検討をしていく。	関係所管課 《児童課》	

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

2 財政健全化の指針

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課	
				平成19年度の実施内容		
				平成20年度の実施内容		
				平成21年度の実施内容		
(改革6) (行政の守備範囲の再構築)	(・指定管理者制度の活用)	(・平成17年度実施)	実施済	—	関係所管課 《体育課》	
				<p>体育施設のうち、五日市ファインプラザ、市民プール及びいきいきセンターの3施設は、平成19年5月に策定した「あきる野市行政改革推進プランの委託・民営化推進計画」において、原則的に指定管理者を活用することが示されたことから、今後の職員の配置状況や施設の老朽化状況、指定を受けようとする団体の実態等を勘案しながら、指定管理者制度の導入を検討していくこととした。</p>		
				<p>五日市ファインプラザは、平成21年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理に移行するため、設置条例の改正やあきる野市指定管理者選定委員会への諮問など、必要な手続を行った。</p>		
				<p>五日市ファインプラザは、平成21年4月1日から5年間の指定期間で、指定管理者による施設の管理運営に移行した。</p> <p>秋川体育館は、併設する中央公民館と同時移行が望ましいことから、中央公民館が指定管理者制度になじむ施設であるか検証した結果を基に検討した。また、市民プール及びいきいきセンターは、前年度に引き続き制度の導入について検討した。</p>		
			実施済	—		関係所管課 《生涯学習推進課》 (~H20 あきる野ルピア)
				<p>産業振興施設のうち、あきる野ルピアについては、平成19年5月に策定した「あきる野市行政改革推進プラン」の「委託・民営化推進計画」において、原則的に指定管理者を活用することが示されたことから、施設の設置目的を踏まえながら、指定管理者による施設の管理運営についてメリットがあるか、指定を受けようとする団体の実態等を勘案しながら、指定管理者制度の導入を検討した。</p>		
				<p>あきる野ルピアは、平成21年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理に移行するため、設置条例の改正やあきる野市指定管理者選定委員会への諮問など、必要な手続を行った。</p>		
				<p>平成21年4月1日から2年間の指定期間で、指定管理者による施設の管理運営に移行した。</p>		
			その他	—		関係所管課 《秋川キララホール》
				—		
				<p>平成21年度における行政改革の議論の中で、秋川キララホールの指定管理者制度の導入については、当面、制度を導入せず、直営で運営を行う中で、新たな運営方法を検討していくこととされた。このため、市民自らが芸術文化の担い手であるという意識を高める取組として、市の芸術文化資源の掘り起こしや市民自身が事業の運営主体としてコンサートや発表会等を開催するなど、市民との協働による事業運営等を進める中で、その管理運営の方法を検討する。</p>		
				<p>平成21年度は、22年度以降の新たな運営方法について検討を行った。</p> <p>市民との協働による事業運営等を進めるため、協力員制度の設置・会員制度の創設などの検討を行った。</p>		

Ⅱ 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

3 人事制度の改革

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況		担当課		
			平成18年度までの実施内容				
			平成19年度の実施内容				
			平成20年度の実施内容				
改革1 職員の削減と定員適正化	<p>・新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくためには、限られた財源や人員の有効活用を図る中で、将来を見越し、新規採用を視野に入れた計画的な定員管理が必要不可欠であることから、すべての組織の事務量調査を実施して、組織の適正な人員を把握し、新たに第2次定員適正化計画を策定する。合わせて、現状の極端な逆ピラミッド型の職員年齢構成を是正することが必要であり、その是正のため新たな職員採用計画を策定し対処する。なお、平成23年4月における適正化の数値目標を掲げる。</p>	平成18年度 調査・検討及び第2次定員適正化計画の策定	実施済	平成19年度から平成23年度までの5年間の定員適正化計画を、平成18年度に策定した。	職員課		
				計画期間の初年度であり、計画に沿った職員の削減及び採用計画を推進していく。			
				計画を上回る職員を削減した。(計画人員より▲3人減員)			
				計画を大幅に上回る職員を削減した。(計画人員より▲18人減員)			
		改革2 新たな任用制度の導入	<p>・職員の能力や成績主義に基づいて、職員個々の能力と業績をよりの確に反映した昇任等を公正、公平な試験又は選考により実施する任用制度を新たに確立し、人事考課と連動して構築していくものとする。</p>	平成18年度 実施	実施済	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、水道課を除くすべての係を対象とする業務量調査を行うとともに、定員管理や組織のあり方について検討し、第2次定員適正化計画を策定するための基本的な方向性を示した。	企画政策課
						—	
						—	
						—	
改革2 新たな任用制度の導入	<p>・職員の能力や成績主義に基づいて、職員個々の能力と業績をよりの確に反映した昇任等を公正、公平な試験又は選考により実施する任用制度を新たに確立し、人事考課と連動して構築していくものとする。</p>	平成18年度 実施	実施済	任用制度自体は出来上がっており、職員団体との調整中である。	職員課		
				職員団体と鋭意交渉し、妥結に向け努力する。			
				職員団体と任用制度について合意。平成21年度から昇任試験を実施する。			
				昇任試験(課長、係長)を実施し、人事考課等の勤務成績と合わせ総合的に評価し、昇任者を決定した。			
	<p>・職員の能力や病気、家庭の事情などにより職務を全うできないと認められる職員について、本人の申し出による希望降任制度の導入について、新たに検討する。</p>	平成18年度 検討	実施済	希望降任制度については、任用制度案に盛り込んであり、職員団体と調整中である。	職員課		
				職員団体と鋭意交渉し、妥結に向け努力する。			
				職員団体と任用制度について合意。任用規程に希望降任の規定を設けた。			
				任用規程に基づき運用、希望者なし。			

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

3 人事制度の改革

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革3 人事評価制度の 確立	・職員の新たな人事評価制度として、国の動向をふまえて、能力評価や実績評価による人事評価制度を新たに導入し、評価結果を給与、特別昇給、勤勉手当に反映できるように検討する。	・平成18年度 検討	実施済	近隣の導入状況を確認し、制度の研究、検討中である。 近隣の導入状況を確認し、研究、検討する。 現在の人事考課の評定を基に査定昇給を平成21年度から導入する。 人事考課の評定結果に基づき、査定昇給を実施した。	職員課
改革4 職員の計画的な 育成	・職員一人ひとりに着目した計画的な能力開発を進めるとともに、職員が主体的に能力開発に取り組み、職務の自己実現による高いモチベーションを継続する体制を構築するため、職員の計画的な育成に当たっては、職員研修を人事諸制度と総合的に結び付けられるような人材育成方針を新たに策定する。	・平成17年度 ～平成18年度 検討	継続中	近隣の導入状況を確認し、制度の研究、検討中である。 近隣の導入状況を確認し、研究、検討する。 市独自研修の充実を図り、市民対応力向上研修等を実施し、人材育成に繋がる研修を実施した。 平成20年度に引き続き、市民対応力向上研修を実施し、人材育成に繋がる研修を実施した。	職員課

II 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

4 組織体制の改革

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革1 政策体系に基づく組織体制の再編	<p>・様々な行政課題等に即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるようにするため、基本構想の政策体系に基づき施策の目的を明確にし、この施策の目的を基礎に組織のあり方を考えその構成を組み立てる。その上で、現行の8部体制をより簡素で効率的な組織体制を目指し、できる限り大くりに再編することを検討する。</p>	平成18年度 検討	継続中	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、定員管理とともに、政策体系に基づく組織のあり方について検討し、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする定員管理・組織管理計画を策定した。	企画政策課
				平成19年5月に策定した「定員管理・組織管理計画」において、組織の再編については、現行の8部体制をより簡素で効率的な組織体制を目指し、できる限り大くりに再編することを検討することとしており、これに基づき、検討を行った。	
				新たな行政課題や住民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、施策体系に基づく組織体制の見直しを進めるため、平成20年4月から、教育委員会の学校教育部と社会教育部を統合して教育部にするとともに、企画財政部を企画政策部に、福祉部を健康福祉部に、それぞれ名称の変更を行った。	
				「定員管理・組織管理計画」における組織の再編の方向性に基づき、検討を行った。	
	<p>・施策評価と連動しながら、政策体系による各施策の目的に基づき、必要に応じて目的が同じ課は統合するなどの改善を進める。</p>	平成18年度 検討	継続中	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、定員管理とともに、政策体系に基づく組織のあり方について検討し、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする定員管理・組織管理計画を策定した。	
				平成19年5月に策定した「定員管理・組織管理計画」において、組織の再編については、個々の施策における業務を数課により執行している場合など、行政評価システムにおける40施策の目的を踏まえて、組織の統廃合や新設を行うこととしており、これに基づき、検討を行った。	
				「定員管理・組織管理計画」の組織の再編の方向性の基づき、平成20年4月から、総務課に法規係を設置するとともに、施設営繕課と地域産業推進課、区画整理推進室を新規で設置するとともに、市民課のルピアサービス係を廃止し、市民相談係を設置した。また、教育委員会の庶務課を教育総務課に、社会教育課を生涯学習推進課に、それぞれ名称を変更した。	
				「定員管理・組織管理計画」の組織の再編の方向性の基づき、平成21年4月から、保健年金課の徴収業務を徴税課に移管するとともに、教育委員会生涯学習推進課の社会教育係と青少年係を統合し、生涯学習係とした。また、五日市ファインプラザとあきる野ルピアにおける指定管理者制度の導入に伴い、体育課五日市体育館係とあきる野ルピアの組織を廃止した。	

Ⅱ 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

4 組織体制の改革

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
改革2 組織のフラット化等による組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 各組織において、施策の目的を達成するための事務事業を機動的に執行できるようにするとともに、様々な行政課題に柔軟に対応し事務処理の迅速化を図り、かつ職員の能力を最大限発揮できるようにするため、係制や中間職層の廃止等を進めるなど組織のフラット化を検討する。 	平成18年度 検討	継続中	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、組織のフラット化を含め、定員管理や組織のあり方について検討し、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする定員管理・組織管理計画を策定した。	企画政策課
				平成19年5月に策定した「定員管理・組織管理計画」では、組織のフラット化について、原則的に個々の組織における業務の状況やフラット化による効果等を検討した上で、必要に応じて導入することとしている。また、その課題としては、すべての組織にフラット化を適用せず、フラット化の効果が発揮される組織に適用することの検討が上げられている。このため、本計画に基づき具体的な検討を行った。	
				平成20年4月1日から、既設の秘書広報課(秘書係・広報広聴係)及び企画課(企画係・調整係・行政管理係)とともに、新設した地域産業推進室と区画整理推進室について、組織のフラット化を行い、秘書広報課を市長公室に、企画課を企画政策課とした。	
				「定員管理・組織管理計画」における組織のあり方の基本的な方向性に基づき検討した。	
	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ柔軟な組織運営を図るため、課や係の業務の形態に合わせて、職員を流動的に動員できる体制の活用を図る。 	継続中	継続中	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、職員の流動体制を含め、定員管理や組織のあり方について検討し、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする定員管理・組織管理計画を策定した。	
				平成19年5月に策定した「定員管理・組織管理計画」では、職員の流動的な勤務について、効率的かつ柔軟な組織運営を図るため、課や係の業務の形態に合わせて、職員を流動的に動員できる体制の活用を図ることとしているため、この検討を行った。	
				職員の流動的な勤務化については、あきる野市職員の流動的勤務実施要綱に基づき、業務の繁閑に応じて臨時的に実施する部課係間の流動援助体制を構築して対応している。	
				職員の流動的な勤務化については、あきる野市職員の流動的勤務実施要綱に基づき、業務の繁閑に応じて臨時的に実施する部課係間の流動援助体制を構築して対応している。	

Ⅱ 社会経済情勢に即応する行政経営システムの構築

4 組織体制の改革

改革の指針	実施内容	実施予定年度	実施状況	平成18年度までの実施内容	担当課
				平成19年度の実施内容	
				平成20年度の実施内容	
				平成21年度の実施内容	
(改革2) (組織のフラット化等による組織体制の見直し)	・必要に応じて、係制を撤廃した担当制による組織に見直しを行う。	(平成18年度検討)	継続中	平成18年度は、あきる野市行政改革推進本部の下に、定員管理・組織検討部会を設置し、組織のフラット化を含め、定員管理や組織のあり方について検討し、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする定員管理・組織管理計画を策定した。	企画政策課
				平成19年5月に策定した「定員管理・組織管理計画」では、組織のフラット化について、原則的に個々の組織における業務の状況やフラット化による効果等を検討した上で、必要に応じて導入することとしている。また、その課題としては、すべての組織にフラット化を適用せず、フラット化の効果が発揮される組織に適用することの検討が上げられている。このため、本計画に基づき具体的な検討を行った。	
				平成20年4月1日から、既設の秘書広報課(秘書係・広報広聴係)及び企画課(企画係・調整係・行政管理係)とともに、新設した地域産業推進室と区画整理推進室について、組織のフラット化を行い、秘書広報課を市長公室に、企画課を企画政策課とした。	
				「定員管理・組織管理計画」における組織のあり方の基本的な方向性に基づき検討した。	
・現行の課及び係の体制やその運営について、定期的に点検し問題点を把握するとともに、それらに対処する改革・改善をきめ細かく進め、組織の効率的かつ柔軟な運営を行う。	継続実施	継続中	毎年、事務改善委員会を開催し、各部から挙げられる問題点及び改善策を把握し、より効率的な組織運営となるよう検討を図り、必要に応じて組織の改正を行っている。		
			必要に応じて組織の改正を行った。		
			必要に応じて組織の改正を行った。		